

特定鳥獣(カワウ)の保護管理に係る研修会

研修資料

この研修資料は、下記の研修のために使用されたものです。

そのため、情報が古い場合があります。

また、Web での掲載のために一部修正や削除、構成の変更をしているものがあります。

令和5年度カワウの保護管理に係る研修会

対象: 都道府県及び市町村の鳥獣・水産行政担当者

開催日: 2023年6月22日(木)、6月29日(木)

場所: オンライン開催

講師と科目: 基礎編講義

環境省鳥獣保護管理室(鳥獣保護管理の法制度等)

水産庁栽培養殖課(カワウ被害対策の進め方と水産庁事業について)

高木憲太郎(カワウの生態と生息状況)

応用編講義

山本麻希(鵜的フェーズと管理計画の作成)

坪井潤一(内水面における漁業被害量の算定と被害防除対策)

加藤洋(生活環境被害対策としてのねぐら・コロニー管理)

令和5年度特定鳥獣（カワウ）の保護・管理に係る研修会

鳥獣保護管理の法制度等

令和5年6月22日

環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

本日お話しすること

- カワウ保護管理に係る法制度
 - ・ カワウに関する法制度等の沿革
 - ・ 特定計画制度の概要など
- 環境省の取り組み
 - ・ 広域連携の推進など

カワウに関する鳥獣保護管理の法制度等の沿革

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設

平成17年 広域協議会の設置（関東～）

平成19年 鳥獣保護管理法施行規則の改定

- ・カワウを狩猟鳥獣に指定

平成26年 鳥獣保護法の改正→鳥獣保護管理法へ

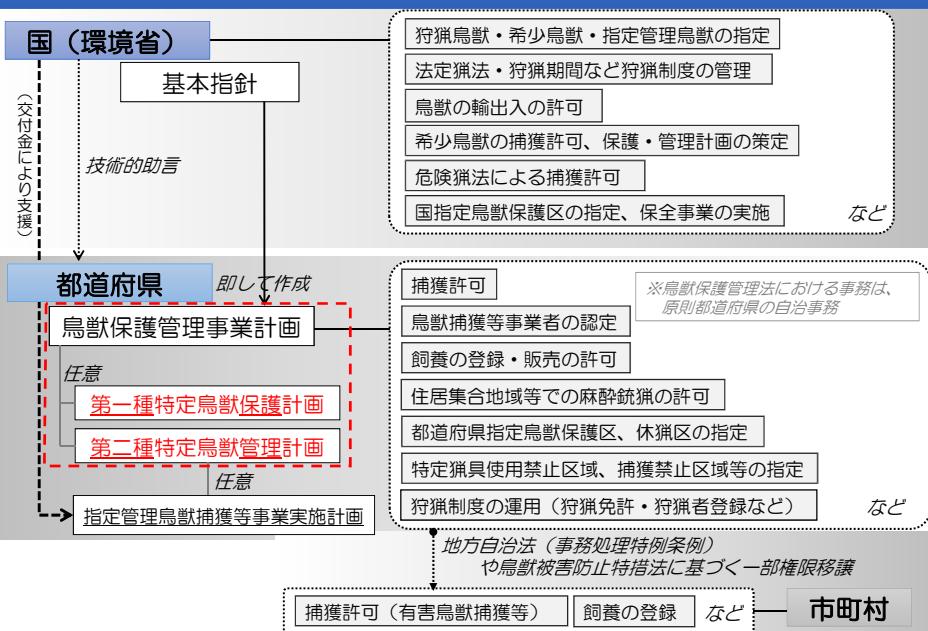
- ・鳥獣の保護と管理が明文化
- ・特定計画が第一種保護計画・第二種管理計画へ整理
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

平成26年 「カワウの被害対策の考え方」公表

平成27年 「カワウの被害対策の進め方」公表

1

鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度



鳥獣の捕獲の枠組み・類型（法第8条、9条、11条、14条の2）

○鳥獣保護管理法では、**狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業**を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。

○有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟)	許可捕獲		指定管理鳥獣捕獲等事業	
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)		
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間	
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域		事業実施区域	
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等 国の機関	
捕獲実施者		許可された者		認定鳥獣捕獲等事業者等	
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託	

特定計画の策定状況

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数	
		第一種	第二種
ニホンジカ	○	47	
イノシシ	○	44	
クマ類	○	5	17
ニホンザル		28	
ニホンカモシカ		8	
カワウ	○	7	

2023年6月時点

カワウのねぐら等の数の推移

● 生息情報の収集・分析

・全国におけるカワウのねぐら・コロニーの箇所数は増加～変化なし。

※羅的な調査が実施されていない都道府県があること、営巣数の調査がされていない都道府県がありコロニーの割合は過小評価になっていることには留意が必要。

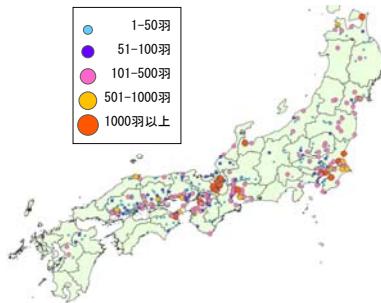
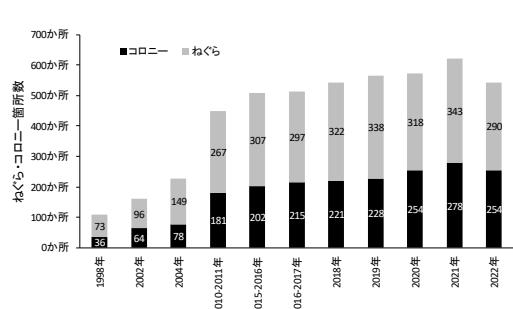


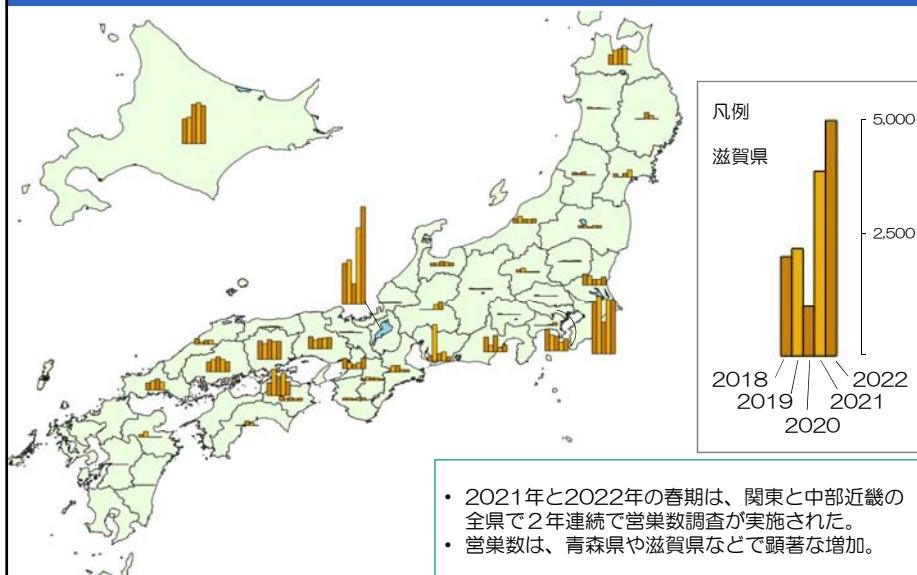
図1：全国のカワウのコロニーとねぐらの箇所数の推移

(※2011(平成23)年以前については、加藤(2012)による調査データを使用)

図2：2022年春期(3-6月)の全国のねぐら・コロニーの分布

出典：環境省「令和4年度特定鳥獣（鳥類）の保護管理に係る保護管理検討調査業務報告書」

2018-2022年春期のカワウの都道府県別営巣数



北海道の2020年と2021年、愛知県の2019年は営巣数の多いコロニーで調査が実施されたが他の年は実施されなかった。
香川県は冬期調査時の営巣数を使用した。

広域連携の必要性について

- カワウは広域に移動するため、都道府県ごとの対策だけでなく、より広域的に情報を共有し、連携して管理することが効果的

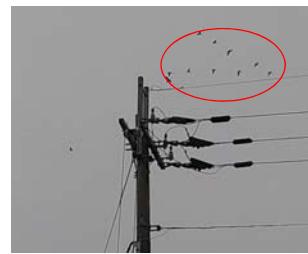


図: 市街地に飛来するカワウ
むやみな捕獲は群れの分散につながり、市街地等の捕獲が困難な場所での営巣や生活環境被害が生じることも・・・

〈鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針より引用〉

単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、**国は都道府県と連携して、これまでの取組事例を踏まえ、広域管理指針の作成に努める。**

カワウ被害対策強化の考え方

「カワウ被害対策強化の考え方」

平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し、新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理や、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、**被害を与えるカワウの個体数を10年後（令和5年度）までに半減させる。**
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、**広域的な保護管理を強化支援。**

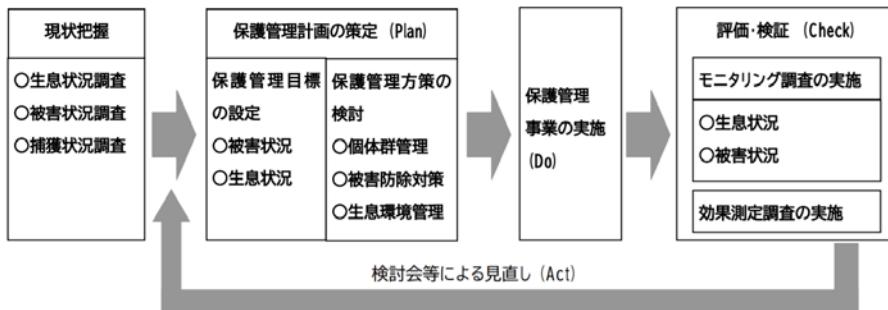
カワウ被害対策強化の進め方

「カワウ被害対策強化の進め方について」

平成27年10月9日（農林水産省・環境省）

○被害を与えるカワウの個体数の半減の目標達成に向けて、都道府県における対策の実施にあたり留意すべき事項について通知

○カワウの順応的管理の基本的な考え方や個別対策の進め方を示す



出典：環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」

カワウ被害対策強化の進め方

「カワウ被害対策強化の進め方について」

平成27年10月9日（農林水産省・環境省）

＜個別対策の進め方＞

- (1) 現状把握のための調査
- (2) **カワウ対策を幅広い関係者の理解の下で計画的に実施するための協議の場づくり**
- (3) カワウ被害対策の取組計画の策定
 - ①目標の設定について
 - ②具体的な被害対策の内容について
- (4) 計画に基づく対策の実施
- (5) 取組効果の検証とそれを踏まえた計画の見直し

広域管理の取組の推進

○ 4 ブロックで広域管理の取組を推進

● 関東ブロック

- H17.4 関東カワウ広域協議会設立
H17.11 関東カワウ広域指針作成
H25.4 広域指針改訂

● 中部・近畿ブロック

- H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
H24.4 広域指針改訂

● 中国四国ブロック

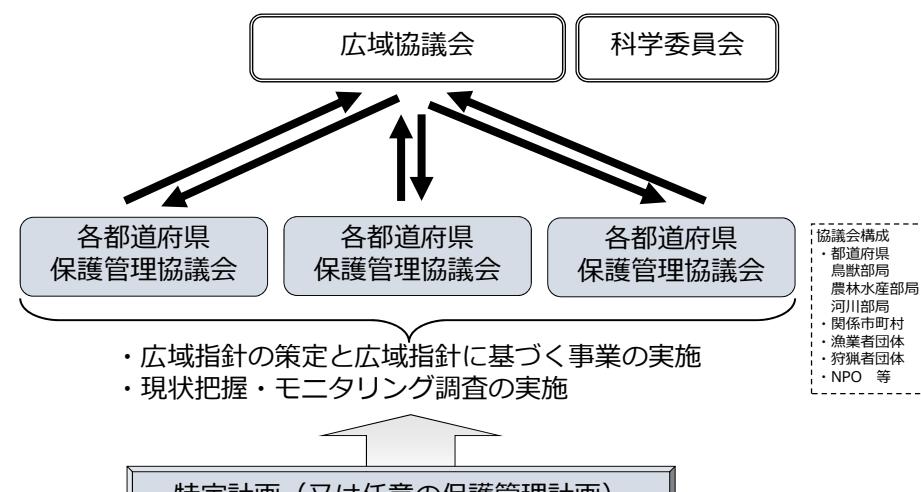
- H26.7 中国四国カワウ広域協議会設立
H27.8 中国四国カワウ広域指針作成

● 東北ブロック

- H29.11 東北カワウ広域協議会準備会
H30.11 東北カワウ広域協議会設立



広域管理の体制



広域協議会の役割

広域協議会の役割

➤ 広域管理指針の策定

- ・広域モニタリング方法の検討、調整
- ・対策に関する情報共有等

➤ モニタリング結果の要約・評価及び広域管理指針の見直し

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 保護及び管理に関するレポート等

- ◆ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示す

○特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き
カワウ編(H25.10, H26.3一部訂正)

○パンフレット
「-カワウの被害が減っていく-計画が導く確かな管理へ」

- ◆ 保護及び管理に関するレポート：
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見
・技術を収集し、とりまとめ

○保護及び管理に関するレポート (H24～)
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、**カワウ(R1)**

- ◆ 住居集合地域における銃器を用いたカワウの捕獲について (予定)
住居集合地域で銃器を用いたカワウの捕獲を実施するための条件や判断基準を整理して各都道府県に周知予定

環境省HP (野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

鳥獣プロデータバンク



環境省
Ministry of the Environment

環境省 > 野生生物の保護及び管理 > 鳥獣プロデータバンク

・ホーム ・虚偽読み上げ ・各種図面案内 ・サイトマップ






鳥獣プロデータバンク
地域の鳥獣保護管理に役立つ専門家を紹介・登録します

プロを捜す

登録する

登録者に期待される役割

【計画する】 計画の策定に助言する。	鳥獣保護管理プランナー
【現場で管理する】 現場において捕獲や被害防止対策の指導を行う。	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター
【調べる】 必要なモニタリングや調査をする。	鳥獣保護管理 調査コーディネーター




協力相談

鳥獣保護管理の技術者

地方自治体・農業団体等

助言・協力等